

再生資源利用〔促進〕計画書（実施書）

- （１）建設副産物適正処理推進要綱に基づいて、建設副産物の抑制、再利用の促進、適正処分を計画的かつ効率的に行うことを目的としたものである。
- （２）受注者は、工事の施工前及び完成時においては、「大阪市建設リサイクルガイドライン」※に基づき、再生資源利用〔促進〕計画書（実施書）※を作成し、本市監督職員に提出すること。

※ 大阪市建設リサイクルガイドラインについては、大阪市建設局ホームページ等から最新版をご確認ください。また、再生資源利用〔促進〕計画書（実施書）については、国土交通省ホームページ等から最新様式をダウンロードしてください。